

四半期報告書

(第105期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

野村ホールディングス株式会社

(E03752)

第105期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

野村ホールディングス株式会社

目 次

頁

第105期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	3
1 【主要な経営指標等の推移】	3
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営上の重要な契約等】	5
2 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	25
第4 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【株価の推移】	75
3 【役員の状況】	76
第5 【経理の状況】	81
1 【四半期連結財務諸表】	82
2 【その他】	117
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	119

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【四半期会計期間】	第105期第2四半期 (自平成20年7月1日至平成20年9月30日)
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 渡部 賢一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(5255)1000
【事務連絡者氏名】	主計部長 村木 修司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【電話番号】	03(3211)1811
【事務連絡者氏名】	主計部長 村木 修司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第105期 第2四半期 連結累計期間	第105期 第2四半期 連結会計期間	第104期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日	自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
収益合計 (百万円)	515,608	257,732	1,593,722
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	263,152	128,065	787,257
税引前四半期(当期)純損失() (百万円)	153,605	69,341	64,588
四半期(当期)純損失() (百万円)	149,464	72,872	67,847
純資産額 (百万円)		1,810,137	1,988,124
総資産額 (百万円)		24,758,108	25,236,054
1株当たり純資産額 (円)		948.34	1,042.60
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	78.32	38.18	35.55
希薄化後1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	78.42	38.23	35.57
自己資本比率 (%)		7.3	7.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	403,286		647,906
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	59,187		102,019
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	379,886		942,879
現金および現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		430,925	507,236
従業員数 (人)		18,971	18,026

- (注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載しております。
- 2 「純資産額」および「1株当たり純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。「自己資本比率」の計算に使用される自己資本は、米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。
- 3 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 4 四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 5 財務会計基準審議会注釈書第39号の解釈書1「財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」の適用に伴い、第104期の「総資産額」および「自己資本比率」の数値を組み替えて表示しております。組み替え前の「総資産額」および「自己資本比率」は次のとおりです。

回次	第104期
会計期間	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
総資産額 (百万円)	26,298,798
自己資本比率 (%)	7.6

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）314社が営む事業の内容に重要な変更はありません。なお、平成20年9月30日現在の持分法適用会社は14社であります。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	18,971〔4,543〕
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	52
---------	----

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員は雇用しておりません。
2 上記のほか、野村證券株式会社との兼務者が205人おります。

第2 【事業の状況】

1 【経営上の重要な契約等】

平成20年9月、当社は、リーマン・ブラザーズ（以下「リーマン」）の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の雇用等、ならびに、欧州および中東地域における株式部門および投資銀行部門の雇用等を承継することについて基本合意に達し、同年10月に当該雇用等を承継しました。なお、トレーディング等に関連する資産と負債は承継の対象外としました。また同年10月には、欧州地域における一部の債券部門元社員の雇用も決定し、さらに、リーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社3社を買収しました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記5 企業結合」および「第5 経理の状況 2 その他」をご参照ください。

2 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の概況

当第2 四半期連結会計期間は、米国に端を発した金融不安が世界各国にさらに拡大し、世界同時株安など各国の金融市場に大きな混乱を引き起こしました。また国内株式市場は、企業業績が減益に転じる中で、7月に米住宅金融公社の経営悪化問題が浮上してから軟調に転じ、9月にリーマンが破綻すると金融危機の様相が強まり、株価が急落しました。

こうした環境の中、当第2 四半期連結会計期間の収益合計（金融費用控除後）は1,281億円、金融費用以外の費用は1,974億円、税引前四半期純損失は693億円、四半期純損失は729億円となりました。

四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
委託・投信募集手数料	84,886
(委託手数料)	53,840
(投信募集手数料)	24,173
(その他)	6,873
投資銀行業務手数料	10,026
(引受・募集手数料)	3,385
(M&A・財務コンサルティングフィー)	6,218
(その他)	423
アセットマネジメント業務手数料	42,411
(アセットマネジメントフィー)	38,358
(その他)	4,053
トレーディング損益	21,015
(マーチャント・バンキング)	457
(エクイティ・トレーディング)	1,717
(債券等トレーディング)	22,275
プライベート・エクイティ投資関連損益	23,167
純金融収益	2,674
投資持分証券関連損益	9,804
その他	1,068
収益合計（金融費用控除後）	128,065

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
人件費	80,098
支払手数料	20,343
情報・通信関連費用	34,632
不動産関係費	17,180
事業促進費用	7,919
その他	37,234
金融費用以外の費用計	197,406

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。なお、合算セグメント情報と、四半期連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純損失との調整計算につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記11 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
国内営業部門	74,455
グローバル・マーケット部門	6,538
グローバル・インベストメント・バンキング部門	5,247
グローバル・マーチャント・バンキング部門	20,500
アセット・マネジメント部門	14,711
その他（消去分を含む）	27,992
計	136,367

金融費用以外の費用

	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
国内営業部門	69,137
グローバル・マーケット部門	80,150
グローバル・インベストメント・バンキング部門	13,970
グローバル・マーチャント・バンキング部門	5,853
アセット・マネジメント部門	13,916
その他（消去分を含む）	14,380
計	197,406

税引前四半期純利益（損失）

	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日) (百万円)
国内営業部門	5,318
グローバル・マーケット部門	86,688
グローバル・インベストメント・バンキング部門	8,723
グローバル・マーチャント・バンキング部門	14,647
アセット・マネジメント部門	795
その他（消去分を含む）	13,612
計	61,039

国内営業部門

当第2四半期連結会計期間は、厳しい収益環境の中にも拘わらず、収益合計（金融費用控除後）は745億円、税引前四半期純利益は53億円となり、引き続き黒字を確保しました。資産純増や口座数などの顧客基盤は拡大が続いており、特に国内預かり資産純増は、株券電子化を前にした株券預かりの増加もあり、1.4兆円となりました。公募投資信託の新規募集設定金額は6本で約5,900億円となり、個人投資家の投資商品への資金シフトは継続しています。

グローバル・マーケット部門

当第2四半期連結会計期間は、世界的な金融市場の混乱の影響から、クレジット、デリバティブ、株式等、トレーディング・ビジネスの不振により、収益合計（金融費用控除後）はマイナス65億円、税引前四半期純損失は867億円となりました。

この中には、トレーディングにおけるリーマン・ブラザーズ破綻による直接の影響額約170億円、アセット・ファイナンス関連ビジネスにおける、不動産関連資産とローンについての引当て、公正価値の見直しなどによる約120億円の損失等が含まれています。

グローバル・インベストメント・バンキング部門

当第2四半期連結会計期間は、エクイティの引受け案件が低調な中で、アセット・ファイナンス関連の損失計上などにより、収益合計（金融費用控除後）は52億円、税引前四半期純損失は87億円となりました。ただ、その一方で日本企業による大型M&Aの動きは引き続き活発であり、クロスボーダーM&Aも増加傾向にあります。当社もTDKによるドイツエプコスへの公開買付けのアドバイザーなどを務めました。

グローバル・マーチャント・バンキング部門

当第2四半期連結会計期間は、投資先企業であるタンガロイの株式譲渡などにより、収益合計（金融費用控除後）は205億円、税引前四半期純利益は146億円となりました。新規投資としてインド企業への投資2件を実行しております。

アセット・マネジメント部門

当第2四半期連結会計期間は、パイロットファンドの評価減と株価下落による運用資産減少に伴うアセット・マネジメント・フィーが減少したこと等により、収益合計（金融費用控除後）は147億円、税引前四半期純利益は8億円となりました。国内では「NEXT FUNDS」のブランドで拡大を図っているETFビジネスで新たに7本のETFを設定した他、海外では大手基金等からアジア株運用の新規受託がありました。

その他の業績

その他の業績には、経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益、投資持分証券の実現損益、関連会社利益の持分額、本社勘定、その他の財務調整が含まれております。当第2四半期連結会計期間のその他の業績の収益合計（金融費用控除後）は280億円、税引前四半期純利益は136億円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前四半期純利益（損失）については「第5 経理の状況
1 四半期連結財務諸表注記11 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

キャッシュ・フロー

「(5)流動性資金調達の管理」をご参照ください。

(2) 投資・金融サービス業務に付随する主要な資産負債等の状況

1) 一定の金融商品および取引先に対するエクスポージャー

厳しい市場環境は、当社（以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」）が一定のエクスポージャーを有する証券化商品やレバレッジド・ファイナンスを含め、様々な金融商品に影響を与え続けています。また、当社は通常の業務においても、特別目的事業体やモノライン（金融保証会社）などの取引先に対し、一定のエクスポージャーを有しております。

証券化商品

当社の証券化商品に対するエクスポージャーには、主に、商業用不動産ローン担保証券（CMBS）、住宅不動産ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券などが含まれます。当社は、証券化ビジネス、ファイナンス、トレーディング、その他の業務に関連して、このような証券化商品を保有しています。次の表は、平成20年9月30日現在における当社の証券化商品に対する原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	日本	アジア	ヨーロッパ	アメリカ	合計
商業用不動産ローン担保証券 (CMBS)	10,950			12,727	23,677
住宅不動産ローン担保証券 (RMBS)	38,906				38,906
商業用不動産担保証券	48,796				48,796
その他証券化商品	49,377	1,952	2,412	3,725	57,466
合計	148,029	1,952	2,412	16,452	168,845

(1) 上記金額には、当社が行った金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」（以下「基準書第140号」）により、会計上は売却ではなく担保付金融取引として取り扱われ、当社が継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものは含まれておりません。

(2) 平成20年9月30日現在、米国におけるCMBS関連ビジネスのエクスポージャーは、ホールローン（コミットメント含む）の118,150百万円です。

次の表は、平成20年9月30日現在における当社の商業用不動産ローン担保証券（CMBS）に対する外部格付別および原資産の地域別のエクスポージャーを表しています。

(単位：百万円)

	AAA	A	無格付	ジニーメイ・GSE(1)	合計
日本	5,293	299	5,358		10,950
アメリカ	10,486			2,241	12,727
合計	15,779	299	5,358	2,241	23,677

(1) ジニーメイは、Government National Mortgage Associationの略。

GSEは、Government Sponsored Enterprisesの略。

(2) 格付は、平成20年9月30日現在のStandard & Poor's、Moody's Investors Service、Fitch Ratings Ltd、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センターによる格付のうち、最も低い格付を使用しております。

レバレッジド・ファイナンス

当社は、顧客にレバレッジド・バイアウト、レバレッジド・バイインにかかる貸付金を提供しています。通常このような資金提供はコミットメントを通じて行われることが多く、当社は実行済および未実行コミットメントの双方においてエクスポージャーを有しております。次の表は、平成20年9月30日現在における当社のレバレッジド・ファイナンスに対する対象企業の地域別のエクスポージャーを表しております。

(単位：百万円)

	実行済残高	未実行 コミットメント残高	合計
日本	36,068	1,895	37,963
ヨーロッパ	82,539	6,189	88,728
合計	118,607	8,084	126,691

特別目的事業体

通常の業務において、当社は、特別目的事業体（会社、パートナーシップ、ファンド、信託、または、限定された特定の目的を履行するために設定されたその他の法的事業体）と様々な関与があります。当社は、これらの事業体を設立または発起したり、第三者によって設立または発起された事業体と取引を行います。

当社の将来における財政状態および業績に影響を与える可能性のある特別目的事業体は、通常、財務会計基準審議会注釈書第46号改訂「変動持分事業体の連結」に定義される要件を満たす変動持分事業体、または、基準書第140号に定義される要件を満たす適格特別目的事業体に該当します。

変動持分事業体との関与に関するより詳しい説明は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記4 変動持分事業体」をご参照ください。

次の表は、当社の平成20年9月30日現在における、連結変動持分事業体からのエクスポージャー、重要な非連結変動持分事業体に対するエクスポージャー、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーを表しています。当社は、最大損失のエクスポージャーは四半期連結貸借対照表またはコミットメントおよび債務保証にかかる注記に反映されている以下の金額に限定されると考えております。なお、最大損失のエクスポージャーは、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したのもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

（単位：百万円）

	連結変動持分 事業体からの エクスポージャー	重要な非連結変動持 分事業体に対する エクスポージャー	非連結特別目的 事業体に対する エクスポージャー	合計
トレーディング資産：				
持分証券および転換社債	171,627			171,627
政府および政府系機関債	783	1,497		2,280
銀行および事業会社の負債証券	4,206		41,589	45,795
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	59,714	205,598		265,312
受益証券等			8,877	8,877
デリバティブ取引(1)	55		2,449	2,394
建物、土地、器具備品および設備	50,004			50,004
その他	1,284	31,113		32,397
貸出コミットメント、スタンドバイ信用 状およびその他の債務保証		22,750		22,750

(1) 四半期連結貸借対照表に計上されているデリバティブの残高を示しております。連結変動持分事業体からのエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は2,803百万円、非連結特別目的事業体に対するエクスポージャーに含まれるデリバティブ取引の想定元本は49,020百万円です。

モノライン(金融保証会社)

当社は、欧州グローバル・マーケット部門において、様々なモノラインに対し、主に一定の投資に対するヘッジとして行うデリバティブ取引から生じるエクスポージャーを有しております。

次の表は、平成20年9月30日現在の欧州グローバル・マーケット部門で行っているデリバティブ取引から生じるモノラインに対するエクスポージャーを外部格付別に表しています。

(単位：百万米ドル)

格付(1)	想定元本(2)	グロス エクスポージャー(3)	カウンターパーティー リスクリザーブおよび その他の調整	ネット エクスポージャー	CDS プロテクション(4)
AAA	1,587	202	30	172	0
BBB	1,478	188	126	62	58
合計	3,065	390	156	234	58

- (1) 平成20年9月30日現在のStandard & Poor'sまたはMoody's Investors Serviceによる格付のうち、いずれか低い格付によっております。
- (2) クレジットデリバティブ契約の想定元本を表しています。なお、米国RMBSを参照資産としたエクスポージャーはありません。
- (3) カウンターパーティーリスクリザーブおよびその他の調整前の公正価値の見積額を表しています。
- (4) モノラインを対象としたCDSプロテクションの想定元本から公正価値の見積額を控除した金額を表しています。

上記のデリバティブ契約におけるエクスポージャーに加え、当社は530百万米ドルのモノラインによって保証された負債証券を保有しており、その多くは公共事業債です。これらの帳簿価格に含まれる保証部分の公正価値は、重要なものではありません。

2) 金融商品の公正価値

当社の持つ金融資産および負債は、多くの場合、常に公正価値で計上されます。毎期経常的に公正価値評価される金融資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、ならびにその他の資産に計上され、毎期経常的に公正価値評価される金融負債は、トレーディング負債、短期借入、ならびに長期借入に計上されます。この中には、米国公認会計士協会意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」のもと投資会社会計を適用している投資、財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」（以下「基準書第159号」）および、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）のもとで公正価値オプションを選択した金融資産負債が含まれています。

財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます。

各レベルの分類方法

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。たとえば、東京証券取引所第一部に上場している株式や、日本国債などが該当します。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間（償還期限または契約期間など）を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。観察可能な数値を用いる評価方法が適用される商品には、短期変動金利と固定金利を交換する金利スワップなどがあります。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。こうした仮定には、たとえば市場で観測可能な年限の数値から長期の為替ボラティリティのように市場で観測不能な年限の数値を推定する方法や、個別のローンの評価に使用される信用プレミアムを推定する方法などが含まれております。

各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

以下の表は、レベル別に分類された資産・負債の平成20年9月30日現在の残高を勘定別に表しております。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)				
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	当第2四半期 連結会計期間 期末残高
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ					
(含むプライベート・エクイティ) (2)	1,039	652	786		2,477
負債証券および貸付金	4,834	1,889	794		7,517
受益証券等	43	45	19		107
デリバティブ取引	33	7,293	941	7,362	905
貸付金および受取債権(3)		32	8		40
その他の資産(4)	302	76	60		438
合計	6,251	9,987	2,608	7,362	11,484
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	809	106	0		915
負債証券	3,101	125			3,226
受益証券等	1	0			1
デリバティブ取引	37	7,257	804	7,474	624
短期借入(5)		18	19		37
長期借入(5)(6)(7)	18	614	139		493
合計	3,966	8,120	684	7,474	5,296

- (1) 財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および同注釈書39号の解釈書1「財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたプライベート・エクイティ投資を含んでおります。
- (3) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権を含んでおります。
- (4) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資を含んでおります。
- (5) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (6) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおり、当該負債について基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択しております。
- (7) 財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が長期借入から控除されております。

レベル3資産負債

レベル3に分類された商品の主な内容と残高は以下のとおりです。

エクイティには、395十億円のプライベートエクイティ投資が含まれております。非上場企業に対する投資は、レベル3に分類されます。また、エクイティには、ヘッジファンド投資を通じて保有する在庫が239十億円含まれております。当社はこの在庫にリンクする仕組債を発行するビジネスなどを行っております。

負債証券および貸付金には、128十億円の一般企業向け貸付債権や327十億円のモーゲージ証券およびモーゲージローンが含まれております。また流動性が劣り、モデルを使用して評価している一部の債券が含まれます。デリバティブ取引は相手先毎の資産負債をネットする前の状態で集計しております。

以下の表はレベル3に分類された資産の額から、デリバティブ取引の負債に計上されたレベル3の金額を控除した正味のレベル3資産の、公正価値評価されている資産合計（デリバティブ取引は純額）に対する比率を示しております。

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)
レベル3資産	2,608
控除：レベル3デリバティブ取引（負債）	804
レベル3資産（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>1,804</u>
公正価値評価資産合計	18,846
控除：デリバティブ取引（負債）	8,098
公正価値評価資産合計（デリバティブ資産負債相殺後）	<u>10,748</u>
レベル3資産の公正価値評価資産合計に対する比率（デリバティブ資産負債相殺後）	17%

(3) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

トレーディング目的資産および負債の内訳については、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記3 金融商品の公正価値」をご参照ください。

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・保有期間：1日
- ・商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日) (億円)
株式関連	27
金利関連	34
為替関連	63
小計	124
分散効果	51
バリュアットリスク (VaR)	73

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	82	59	67

(4) リスクについての定性的開示

1) 当社のリスク管理

当社のビジネス活動は内在的にさまざまなリスクに晒されています。当社はこれらのリスクを管理することが財務の健全性を確保することおよび企業価値の維持・拡大に資する最も重要な責務と考えています。当社のリスクマネジメント・フレームワークおよびガバナンスはこれらのリスクを総合的にコントロール、モニタリング、報告できるよう構築されています。

なお、当社は「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において制定し、その中で「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を定めています。当社はこの体制に則りリスク管理の高度化、リスク管理の強化・整備に継続的に取り組んでいます。

2) リスク管理体制

ガバナンス

当社では、適切な財務的経営資源の配賦およびリスク管理を行うために業務部門から組織的に独立した財務的経営資源およびリスク管理を行う部署（主計部、グループ財務部、グループ資金部、グループ・リスク・マネジメント部）を置いています。同部署は経営会議および現在財務担当執行役が兼任しているリスク・マネジメント担当執行役のリスク管理の統括機能を補佐し、リスク管理体制の整備の実務にあたりとともに、各種リスクを統括管理します。ここでいう統括管理とは、グループ全体のリスク管理の枠組みを構築し、グループ全体への浸透・定着を図り、リスク管理が適切に行われているかモニタリングを行うことおよびグループ全体のリスクの計測・分析を行うことを指します。具体的には各種規程の策定と整備を行い、フロント部門に対してはリスク管理に必要な情報を集め、リスク管理手法に準拠したリスク管理を実施しています。また、経営者に対してはリスクの現況と分析結果を報告します。これらのプロセスに関しては、インターナル・オーディットによる定期的な監査が行われています。

上記の体制に加え、パーゼルの規制対象となるリスクを含む重要なリスクに関する事項、野村グループの負債構造および資本政策に関する事項、およびリスク管理に係る重要な規程の制定、改廃を目的として、経営会議の下に「統合リスク管理会議」（Risk Management Committee）を設置しています。さらに、野村グループのマーケット・リスクおよびクレジット・リスク管理における重要性の高いポジションおよび個別の事案に関する事項、および野村グループにおけるリスク集中の管理および戦略的なリスク配置に係る事項を目的として、統合リスク管理会議の下に、「リスク審査委員会」（Risk Management Sub Committee）を設けています。

リスクの定義および分類

リスクは、業務において損失を生じせしめ資本を毀損する可能性、および業務運営の質（効率性・有効性）が低下することにより当初想定した結果や期待した水準に到達しない可能性と定義します。当社はリスクをポートフォリオ・リスク（保有するポートフォリオ資産の価値が種々の要因で変動、消失し損失を被るリスク）

とノン・ポートフォリオ・リスクに分類しています。ポートフォリオ・リスクには市場リスク、信用リスク、プライベート・エクイティ・リスク等があります。また、ノン・ポートフォリオ・リスクはオペレーショナルリスクとビジネス・リスクから成ります。さらに、ポートフォリオ・リスクはトレーディングに基づくリスクとトレーディング以外のリスクに分類しています。

当社は各リスク単位での管理に加え、これらリスクをエコノミック・キャピタルとして把握・評価しています。

リスク・コントロール

当社は、各地域のフロント・オフィスでダイナミックなリスク管理を行っています。これら部門が市場状況の変化や各地域のビジネス・ニーズに迅速かつ柔軟に対応するのに最も良い立場にあります。このようにリスクを管理することは、当社グループのキャピタル・アロケーションの枠組みであるエコノミック・キャピタルのリミット/ガイドライン運用と整合しています。この枠組みは、上位のエコノミック・キャピタルと下位のVaRや個別ビジネスラインに適切な別のリスク指標がリンクする仕組みになっています。エコノミック・キャピタル・ガイドラインはビジネス部門の中核ビジネスに設定します。また、あらかじめ規定された権限にトレーディング活動を収めるようリスク・リミットも設定します。

財務的経営資源の管理およびリスク・マネジメント部署は、リスク・コントロール・リミット、クレジットライン、カントリー・リミット、規制資本リミット、無担保資金調達リミット(UFリミット)等のリミットを設定し、モニタリングしています。また、リスク・マネジメント部署は経営者に対してリスクの状況を報告しています。

(5) 流動性資金調達の管理

流動性の管理

概況

金融セクターにある他の企業同様、当社にとっても流動性の管理は非常に重要です。当社では、流動性リスクを返済期限が到来したときに財務上の義務を果たせない潜在的な可能性と定義しております。当社は、ストレス下においても適切な流動性を維持するように努めております。当社の資金流動性管理は、危機発生等により最長1年間にわたり無担保による新規資金調達または再調達が困難な場合においても、保有トレーディング資産を維持しつつ業務を継続することができる十分な資金流動性を常に確保することをその基本方針としております。

当社は、主な流動性維持の目的を満たすために、流動性管理規程を定めております。これらには、(1)適正な負債期間構造の維持、(2)資金調達ソースの分散、(3)無担保調達資金の管理、(4)流動性ポートフォリオの維持、(5)コミットメント・ファシリティの維持、(6)非常時の資金調達プランの維持およびテストに関することが含まれております。

1) 適正な負債期間構造の維持：当社は金融市場の環境変化等に起因して1年程度の期間にわたり新たな無担保調達が行えない場合であっても、トレーディング資産等の売却を迫られることなく業務継続を可能としています。長期性資金必要額は、以下の要件を組み込んだ内部モデルに基づいて算出しております。

(i) レボ契約や証券貸付取引等における当該資産の担保価値。長期性資金必要額は、ストレスシナリオ下で、資産を担保にした借入の保守的な見積もりにより、計算されています。

(ii) のれん、認識可能無形固定資産、有形固定資産およびその他固定資産。

(iii) 当社信用格付けが2ノッチ格下げされた場合のデリバティブ取引に係る契約上の追加的な担保要請。加えて、ほかの契約に関連した担保未提供資産もまた、長期流動性によって資金手当てを受けておりません。

(iv) 支払要求の可能性を反映した当社が第三者に提供するコミットメント契約の額。

(v) 当社規制対象関連会社の規制資本等を維持するために必要となる金額。

当社の内部モデルは、グループ会社間の自由な資金移動に影響を及ぼすかもしれない法規制、税制等を考慮に入れて計算されています。

2) 資金調達ソースの分散：当社は、無担保調達資金の借換えリスクを低減させるために資金調達を行う市場および手段を分散しております。当社は、プロダクト別、投資家別、マーケット別に、調達ソースおよび返済期限の分散をしております。また当社は、調達通貨の分散にも努めております。

3) 無担保調達資金の管理：当社は、すべての無担保調達資金を一元的に管理しており、その使用に関して、

内部で上限を設けております。この上限は、経営会議で設定され、グローバルトレジャリー部門によって、使用状況はモニタリングされております。

4) 流動性ポートフォリオの維持：当社の流動性資金の円滑な利用を確保するために、当社およびグループ会社において、現金および極めて流動性の高い証券で構成されるポートフォリオを維持しております。これらは、潜在的資金需要に備えるために、利用可能な流動性資金を確保するためのものです。流動性ポートフォリオに加えて、当社は、流動性を補完させるために担保に供することが可能な担保未提供資産を保有しております。当社の流動性ポートフォリオは、以下の資金需要を考慮に入れております。

- (i) 既存の借入金の返済期日や発行済み社債の償還期日（1年以内）
- (ii) 発行済み社債の買い取りの可能性
- (iii) 流動性の低い資産の資金手当てのための担保付資金調達ラインの想定以上の喪失
- (iv) 通常の事業環境下での運転資金需要の変化
- (v) ストレス時の現金および担保流出

5) コミットメント・ファシリティの維持：流動性ポートフォリオに加えて、当社は、緊急時の資金調達の一助とするために、グローバルに業務を展開する銀行との間で、一定量の未使用コミットメント・ファシリティを維持しています。

6) 非常時の資金調達プランの維持およびテスト：当社は、詳細にわたるコンティンジェンシー・ファンディング・プラン(CFP)を持っております。この中で、リクイディティイベントの範囲の分析と特定方法を記載しております。その上で、当社特有の或いはマーケット全体の影響の可能性を見積もることや、リスクを低下させるために即座にとられるべき対応を特定しております。CFPは、キーとなる内部および外部の連絡先やどの情報を知らせるかを示すプロセスの詳細をリスト化しております。また、当社が規制上、法的、あるいは税務上の制限によって、グループ会社レベルにおける資金へのアクセスができなくなったことを想定し、グループ会社レベルで、個別の資金需要に応えうように作られております。なお、当社は、定期的に様々なマーケットや当社特有のイベントに対して本CFPの有効性をテストしております。

キャッシュ・フロー

現金および現金同等物の平成20年9月30日現在の残高は、前四半期連結会計期間末と比較し1,729億円減少しました。当第2四半期連結会計期間における営業活動から得た現金は、トレーディング関連残高（資産・負債の純額）の減少等により、623億円となりました。投資活動に使用された現金は、土地、建物、器具備品および設備とトレーディング目的以外の負債証券の増加等により、200億円となりました。財務活動に使用された現金は、借入の減少等により、1,991億円となりました。

四半期連結貸借対照表および財務レバレッジ

当社の平成20年9月30日現在における資産合計は、担保付契約が減少したことなどにより、前連結会計年度末比4,779億円減少し、24兆7,581億円となりました。また、負債合計は、担保付調達の減少などにより、前連結会計年度末比3,000億円減少し、22兆9,480億円となりました。資本合計は、当第2四半期連結累計期間における四半期純損失の計上に伴う利益剰余金の減少などにより、前連結会計年度末比1,780億円減少の1兆8,101億円となりました。

当社の平成20年9月30日現在における株主資本は、1兆8,101億円でした。この結果、平成20年9月30日現在における当社の財務レバレッジは、13.7倍となりました。以下のテーブルは、当社の株主資本、総資産、調整後総資産および財務レバレッジの状況を示しています。

(単位:十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)
株主資本	1,810.1
総資産	24,758.1
調整後総資産(1)	17,024.2
レバレッジ・レシオ(2)	13.7倍
調整後レバレッジ・レシオ(3)	9.4倍

(1) 調整後総資産は、総資産の額から売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金の額を控除したものととなります。

(2) レバレッジ・レシオは、総資産の額を株主資本の額で除して得られる比率です。

(3) 調整後レバレッジ・レシオは、調整後総資産の額を株主資本の額で除して得られる比率です。

(6) 対処すべき課題

世界経済の先行きについては、金融市場の動揺やその実体経済への影響が拡がりを見せはじめ、減速感を強めています。日本経済についても、海外経済の減速を背景に輸出の鈍化が続いていること等から景気は厳しい状況にあると考えられております。このような国際金融資本市場の動揺や世界経済の減速を背景に、野村グループの今後の経営環境につきましても引き続き厳しい状況が予想されます。

以上のような経営環境下、経営目標の達成のために顧客の動向・ニーズを徹底的に把握し、リスクを予測し、新しいビジネスを開拓していくことで更なる成長を目指してまいります。そのための課題、取り組みは以下のとおりとなります。

国内営業部門では、お客様の多様化、高度化するニーズに対応するために、対面、インターネット、コールセンター等を通して提供する金融商品、サービスの充実を図ってまいります。お客様のニーズに沿ったワールドクラスの質の高い商品・サービスを提供していくことで、野村グループが、お客様の信頼出来るパートナーであり続けることができるように取り組んでまいります。

グローバル・マーケット部門では、野村グループにおける商品供給の基地の役割を担うと同時に、デリバティブ商品等の商品開発力の強化やインスティネット社のグローバルな執行インフラ、また旧リーマン・ブラザーズ（以下、リーマン）の人員・インフラの活用等により、金融市場の環境が激変する中、お客様に対し付加価値の高い商品・ソリューションを提供することに取り組んでまいります。フィクスト・インカムにおいては、アジア・欧州における人員の強化により、グローバルなマーケティング体制およびクレジット商品・デリバティブ商品の開発力・トレーディング力を強化してまいります。エクイティにおいては、日本株・アジア株に強みを持つ「アジア・エクイティ・ハウス」の地位確立とともに、欧州株・デリバティブの強化を図りながら、グローバルなサービス展開を加速していくことを目指してまいります。

グローバル・インベストメント・バンキング部門では、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネス等の拡大に取り組んでまいります。日本のビジネス基盤を維持・拡大しつつ、リーマン統合により強化したアジア地域および欧州地域におけるビジネス基盤を融合することで、アジアを中心にグローバルに展開し、ワールドクラスのサービスを提供する投資銀行の地位を確立することを目指してまいります。

グローバル・マーチャント・バンキング部門では、投資先の企業価値の向上に取り組むことにより、日本で最大級の投資額を有するプライベート・エクイティ事業者として更なる成長を目指します。アジアおよび欧州においては、地域の特性を見据えた業務を追求し、野村グループのリソースを活用して、投資収益の最大化を図ってまいります。

アセット・マネジメント部門では、グローバル・ベースで運用力をさらに強化するとともに、特に日本とアジアで高い競争力をもつ運用会社を目指します。国内では、多様な投資機会を、多様な販売チャンネルに提供し、

個人投資家および機関投資家への浸透を図ることで、ブランド力の強化に努めてまいります。また、海外では、日本やアジアへの投資ニーズを捉えることで、運用資産の増加と顧客基盤の拡大を図ってまいります。

以上の課題に対処するため、また取り組みを確かなものとするため、組織、インフラを含めた経営資源の最適化を常に図りながら、国内外におけるグループの総力を結集し、金融・資本市場の拡大・発展に尽力することはもとより、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

なお、会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社は、「グローバルな競争力を備えた金融サービスグループ」として確固たる地位を築くことを経営目標とし、従来の証券業の枠にとらわれることなく、ビジネスの領域を拡げ、業容を拡大させながら、更なる成長と株主価値の向上を目指しております。投資の裾野を広げることは当社の経営目標を達成する上で重要であり、多くの方々に当社を知っていただき、株主となっていただくことも経営目標の達成に資するものであると考えております。そのため、当社は東京証券取引所をはじめとする国内証券取引所に株式を上場しているほか、ニューヨーク証券取引所への上場、単元株数の引き下げ、四半期配当の導入等の施策を実施してまいりました。

このような中で、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家にとって好ましくない結果がもたらされることを防止する必要があるため、当社取締役会は株主・投資家から負託された者の責務として適切な措置をとります。その場合には、社内に設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

平成20年10月、当社は、リーマン・ブラザーズの日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の雇用等、ならびに、欧州および中東地域における株式部門および投資銀行部門の雇用等を承継し、さらにインドにおけるIT等のサービス関連会社3社を買収しました。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表注記5 企業結合」および「第5 経理の状況 2 その他」をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所(注2) 大阪証券取引所(注2) 名古屋証券取引所(注2) シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	
計	1,965,919,860	1,965,919,860		

(注) 1 提出日(平成20年11月12日)現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日） 第1回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,166(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,166,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,788円
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,788円 資本組入額 894円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 執行役については取締役基準に準じて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第2回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,230(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,230,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり 1,614円
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,614円 資本組入額 807円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日） 第3回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	236(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	236,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第4回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,250,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,602円
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,602円 資本組入額 801円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第5回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	189(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	189,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期满了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日） 第6回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	407(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	407,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第7回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	430(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月26日～平成24年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期满了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第8回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	15,223(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,522,300
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,405円
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,405円 資本組入額 703円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第9回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	9,407(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	940,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期满了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の生命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日） 第10回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	8,009(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第11回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	18,040(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,804,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,194円
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,194円 資本組入額 1,340円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第12回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	124(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	39,271(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,927,100
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）（以下、取締役、執行役および監査役を併せて「役員」といい、役員および使用人を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・社員を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・社員（当社又は当社の国内子会社の役員・社員を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第13回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	12,039(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,203,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日） 第14回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第15回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,130(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,374円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,374円 資本組入額 1,436円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第15回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の数(個)	18,880(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,888,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,374円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,374円 資本組入額 1,436円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第16回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	25,625(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,562,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第17回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,604(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,400
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第18回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	63,896(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,389,600
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年4月24日～平成27年4月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 806円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第19回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第20回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,523(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	152,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第20回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	7,777(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	777,700
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月24日～平成27年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 819円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日） 第21回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 （平成20年9月30日）
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

第22回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,100(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,631円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,631円 資本組入額 957円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第22回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	19,780(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,978,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,631円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,631円 資本組入額 957円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第23回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合 3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社保有の当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換に行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

第24回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	60(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

第24回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日） 第25回新株予約権	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	30(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年8月6日～平成27年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 747円
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という。）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p> <p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p>

株主総会の特別決議日（平成20年 6 月26日） 第25回新株予約権	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の行使の条件	<p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3 . 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2 . (1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日		1,965,919,860		182,799,789		112,504,265

(5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	113,571	5.78
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	113,035	5.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	64,607	3.29
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレストリート101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	52,999	2.70
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー505223 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	47,565	2.42
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,051	1.33
ザチエスマンハッタンバンク エヌエイロンドンエスエルオム ニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	英国ロンドン コールマンストリート ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	25,871	1.32
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン (東京都中央区日本橋兜町6-7)	21,343	1.09
ザチエスマンハッタンバンク 385036 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国カリフォルニア州 ビバリー・ヒルズ ノースクレセントドライブ360 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	20,652	1.05
オーディー05オムニバスチャ イナトリーティ808150 (常任代理人 株式会社三井住友 銀行)	オーストラリア ニューサウスウェールズ州、シドニー ピットストリート338 (東京都千代田区丸の内1丁目3-2)	20,407	1.04
計		506,100	25.74

(注) 1 当社は、平成20年9月30日現在、自己株式を55,995千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2 平成20年6月4日付および平成20年9月5日付でフィデリティ投信株式会社および同社グループ1社から提出された大量保有報告書(変更報告書)および訂正報告書により、平成20年5月30日現在の同社グループ2社が保有する当社株式は120,016千株である旨、報告を受けておりますが、当社として平成20年9月30日時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成20年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

- 3 平成20年6月16日付でパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社および同社グループ3社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成20年6月9日現在の同社グループ4社が保有する当社株式は86,216千株である旨、報告を受けておりますが、当社として平成20年9月30日時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成20年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 55,994,500		
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,904,901,300	19,048,292	
単元未満株式	普通株式 2,024,060		1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860		
総株主の議決権		19,048,292	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が72,100株含まれております。また、「単元未満株式数」には当社所有の自己株式55株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	55,994,500		55,994,500	2.85
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000		2,000,000	0.10
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000		1,000,000	0.05
計		58,994,500		58,994,500	3.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,848	1,907	1,918	1,695	1,592	1,544
最低(円)	1,475	1,683	1,565	1,447	1,401	1,176

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の変動は次のとおりであります。

(1) 取締役の状況

該当事項はありません。

(2) 執行役の変動

新任執行役

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	国内営業部門 CEO	多田 齋	昭和30年6月29日生	昭和53年4月 当社入社 平成8年6月 渋谷支店長 平成9年5月 総務審理室長 平成9年12月 営業相談室長兼総務審理室長 平成11年4月 営業業務本部支店経営担当 平成11年6月 取締役 平成13年6月 業務管理本部兼営業相談、総務審理担当 平成13年7月 業務管理本部兼営業相談室、総務審理室、インターナル・オーデット部担当 平成13年10月 総務審理室担当 野村証券株式会社取締役 平成15年3月 当社取締役退任 平成15年4月 野村証券株式会社常務取締役 平成15年6月 当社執行役 野村証券株式会社常務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成18年4月 野村証券株式会社専務執行役 平成20年4月 国内営業部門CEO 平成20年10月 当社執行役 野村証券株式会社代表執行役、専務 <主要な兼職> 野村証券株式会社代表執行役、専務	(注)	55	平成20年10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	グローバル・インベストメント・バンキング部門CEO	山道 裕己	昭和30年3月8日生	平成52年4月 当社入社 平成9年6月 人事部長 平成10年6月 取締役 インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成10年10月 グローバルインベストメントバンキング担当 平成12年6月 常務取締役 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当 平成13年5月 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部、ストラクチャード・ファイナンス部(共管)担当 平成13年7月 グローバルインベストメントバンキング兼インベストメント・バンキング・プロダクト本部、ストラクチャード・ファイナンス部(共管)、デット・キャピタル・マーケット部(共管)担当 平成13年9月 退任 平成13年10月 野村證券株式会社常務取締役 平成15年6月 当社執行役 欧州地域マネジメント 野村證券株式会社常務取締役退任 平成17年4月 グローバル・インベストメント・バンキング部門担当 野村證券株式会社常務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成19年4月 野村證券株式会社専務執行役 平成20年4月 グローバル・インベストメント・バンキング部門CEO 平成20年10月 当社執行役 野村證券株式会社代表執行役、専務 <主要な兼職> 野村證券株式会社代表執行役、専務 ノムラ・アメリカ・インベストメント Inc. 社長兼CEO	(注)	31	平成20年10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	グローバル・マーケッツ部門 CEO	丸山 明	昭和32年3月21日生	昭和54年4月 当社入社 平成12年6月 大阪支店事業法人一部長 平成13年6月 主計部長 平成13年7月 主計部長兼財務部長 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成15年4月 野村證券株式会社取締役 平成15年6月 当社執行役 財務統括責任者(CFO)、グローバル・トレジャリー兼グローバル・コントローラー担当(税務室担当) 野村證券株式会社執行役 平成16年4月 財務統括責任者(CFO)、グローバル・リスク・マネジメント兼グローバル・トレジャリー、グローバル・コントローラー、グローバルIR担当(税務室担当) 平成17年4月 グローバル・マーチャント・バンキング部門担当 平成18年3月 当社執行役退任 平成19年11月 野村證券株式会社専務執行役 グローバル・マーケッツ部門 CEO 平成20年10月 当社執行役 野村證券株式会社代表執行役、 専務 <主要な兼職> 野村證券株式会社代表執行役、 専務 野村キャピタル・インベストメント株式会社取締役兼執行役社長	(注)	5	平成20年 10月1日
執行役	グローバル・マーチャント・バンキング部門 CEO	永松 昌一	昭和33年7月6日生	昭和57年4月 当社入社 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成16年4月 野村證券株式会社執行役 平成19年11月 グローバル・マーチャント・バンキング部門CEO 平成20年9月 野村證券株式会社執行役退任 平成20年10月 当社執行役 <主要な兼職> 野村プリンシパル・ファイナンス株式会社取締役兼執行役社長 野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社取締役社長	(注)	5	平成20年 10月1日

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	アセット・マネジメント部門 CEO	吉川 淳	昭和29年4月7日生	昭和53年4月 当社入社 平成9年6月 本社勤務(ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc.共同社長) 平成12年6月 取締役 米州本部担当 平成13年9月 退任 平成13年10月 野村證券株式会社取締役 平成15年6月 野村證券株式会社執行役 平成16年3月 野村證券株式会社執行役退任 平成16年4月 当社執行役 野村アセットマネジメント株式会社常務執行役 平成17年4月 野村アセットマネジメント株式会社専務執行役 平成18年3月 当社執行役退任 平成20年4月 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長 アセット・マネジメント部門 CEO 平成20年10月 当社執行役 <主要な兼職> 野村アセットマネジメント株式会社取締役兼執行役社長	(注)	16	平成20年 10月1日
執行役	グループ・コンプライアンス統括責任者兼IT統括責任者(CIO)、グローバル決済担当	田中 浩	昭和31年5月13日生	昭和55年4月 当社入社 平成11年4月 エクイティ部長 平成13年9月 当社退社 平成13年10月 野村證券株式会社入社 平成14年4月 野村證券株式会社取締役 平成15年6月 当社執行役 グローバル・エクイティ担当 野村證券株式会社執行役 平成16年4月 グローバル広報担当(総合管理部兼秘書室担当) (秘書室担当) 平成17年4月 当社執行役退任 平成18年3月 野村證券株式会社取締役兼代表執行役 平成18年4月 野村證券株式会社取締役兼常務執行役、代表執行役 平成19年4月 野村證券株式会社取締役退任 平成20年9月 当社執行役 平成20年10月 グループ・コンプライアンス統括責任者兼IT統括責任者(CIO)、グローバル決済担当 野村證券株式会社代表執行役、常務 <主要な兼職> 野村證券株式会社代表執行役、常務	(注)	14	平成20年 10月1日

(注) 執行役の任期は平成21年3月期に関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結のときまでであります。

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役	IT統括責任者（CIO）	中村 昭彦	平成20年9月30日
常務執行役	コミュニケーション担当	廣田 俊夫	平成20年9月30日
常務執行役	インターナル・オーディット担当	高橋 秀行	平成20年9月30日
執行役	人材開発担当	渡辺 章人	平成20年9月30日
執行役	米州地域担当	柏木 茂介	平成20年9月30日
執行役	アジア地域担当	郷 喜順	平成20年9月30日
執行役	グローバル・マーケティング部門欧州駐在	中田 裕二	平成20年9月30日
執行役	アジア地域担当	福田 吉洋	平成20年9月30日

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
執行役 欧州地域担当	常務執行役 欧州地域担当	石田 友豪	平成20年10月1日

当社では、平成20年10月1日より、執行役員制度を導入しました。構成は執行役員16名であります。会社法上の委員会設置会社である当社は、取締役会が選任した「執行役」に業務執行の決定を大幅に委任する形態を採っております。この形態に変更はありませんが、今般、新たに「執行役員」を加え、国内外の多様化する人材を執行役員として積極的に登用し、高度化・専門化する金融業務における業務執行体制の一層の強化を図ることとしました。執行役は、限定的な人数で、全社的な経営戦略、業務運営の意思決定を行います。一方、執行役員は、各担当業務のビジネス・オペレーションに専念する役割を担うこととします。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)および当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産)					
現金・預金：					
現金および現金同等物		430,925		507,236	
定期預金		888,793		758,130	
取引所預託金および その他の顧客別金		190,817		168,701	
計		1,510,535	6.1	1,434,067	5.7
貸付金および受取債権：					
貸付金	3				
(平成20年9月30日現在 39,862百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		693,637		784,262	
顧客に対する受取債権		34,025		43,623	
顧客以外に対する受取債権		1,940,324		361,114	
貸倒引当金		2,941		1,399	
計		2,665,045	10.8	1,187,600	4.7
担保付契約：					
売戻条件付買入有価証券		2,553,215		3,233,200	
借入有価証券担保金		5,180,708		7,158,167	
計		7,733,923	31.2	10,391,367	41.2
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資：					
トレーディング資産	3				
(平成20年9月30日現在 3,977,474百万円、 平成20年3月31日現在 3,140,923百万円の 担保差入有価証券を含む。)		10,606,716		9,947,443	
プライベート・エクイティ投資	3				
(平成20年9月30日現在 62,144百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		399,688		330,745	
計		11,006,404	44.5	10,278,188	40.7
その他の資産：					
建物、土地、器具備品および設備					
(平成20年9月30日現在 260,744百万円、 平成20年3月31日現在 260,910百万円の 減価償却累計額控除後)		367,344		389,151	
トレーディング目的以外の負債証券	3	282,506		246,108	
投資持分証券	3	131,730		139,330	
関連会社に対する投資および貸付金	3				
(平成20年9月30日現在 残高なし、 平成20年3月31日現在 3,361百万円の 担保差入有価証券を含む。)					
平成20年9月30日現在 15,778百万円の 基準書第159号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)		346,941		361,334	
その他	6	713,680		808,909	
計		1,842,201	7.4	1,944,832	7.7
資産合計		24,758,108	100.0	25,236,054	100.0

区分	注記 番号	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本)					
短期借入 (平成20年9月30日現在 36,859百万円の 基準書第155号および第159号に基づき 公正価値評価を行っている金額を含む。 平成20年3月31日現在 3,245百万円の 基準書155号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)	3	1,232,400	5.0	1,426,266	5.7
支払債務および受入預金：					
顧客に対する支払債務		299,626		264,679	
顧客以外に対する支払債務		382,330		322,927	
受入銀行預金		424,777		362,775	
計		1,106,733	4.5	950,381	3.8
担保付調達：					
買戻条件付売却有価証券		3,876,310		4,298,872	
貸付有価証券担保金		3,486,486		3,753,730	
その他の担保付借入		2,341,241		2,488,129	
計		9,704,037	39.2	10,540,731	41.7
トレーディング負債	3	4,765,785	19.2	4,469,942	17.7
その他の負債	6	493,797	2.0	636,184	2.5
長期借入 (平成20年9月30日現在 952,506百万円の 基準書第155号および第159号に基づき 公正価値評価を行っている金額を含む。 平成20年3月31日現在 110,081百万円の 基準書155号に基づき公正価値評価を 行っている金額を含む。)	3	5,645,219	22.8	5,224,426	20.7
負債合計		22,947,971	92.7	23,247,930	92.1
コミットメントおよび偶発事象	10				
資本：					
資本金					
無額面					
授權株式数					
平成20年9月30日現在 6,000,000,000株					
平成20年3月31日現在 6,000,000,000株					
発行済株式数					
平成20年9月30日現在 1,965,919,860株					
平成20年3月31日現在 1,965,919,860株					
発行済株式数(自己株式控除後)					
平成20年9月30日現在 1,908,740,169株					
平成20年3月31日現在 1,906,885,059株					
資本剰余金		182,800	0.7	182,800	0.7
利益剰余金		182,413	0.7	177,227	0.7
利益剰余金		1,613,513	6.5	1,779,783	7.1
累積的其他の包括損益		90,495	0.3	71,111	0.3
計		1,888,231	7.6	2,068,699	8.2
自己株式(取得価額)					
自己株式数					
平成20年9月30日現在 57,179,691株					
平成20年3月31日現在 59,034,801株					
自己株式		78,094	0.3	80,575	0.3
資本合計		1,810,137	7.3	1,988,124	7.9
負債および資本合計		24,758,108	100.0	25,236,054	100.0

(注) 当第2四半期連結会計期間末の開示方法と整合させるために過年度の報告数値を組み替えて表示しております。

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(2) 【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

		当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)
収益：			
委託・投信募集手数料		167,084	
投資銀行業務手数料		23,433	
アセットマネジメント業務手数料		85,190	
トレーディング損益		10,500	
プライベート・エクイティ投資関連損益		14,496	
金融収益		244,950	
投資持分証券関連損益		8,840	
その他		28,787	
収益合計		515,608	100.0
金融費用		252,456	49.0
収益合計(金融費用控除後)		263,152	51.0
金融費用以外の費用：			
人件費		168,008	
支払手数料		38,977	
情報・通信関連費用		67,991	
不動産関係費		33,048	
事業促進費用		14,951	
その他		93,782	
金融費用以外の費用計		416,757	80.8
税引前四半期純損失()		153,605	29.8
法人所得税等	9	4,141	0.8
四半期純損失()		149,464	29.0

		当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(円)	
普通株式1株当たり：	7		
基本-			
四半期純損失()		78.32	
希薄化後-			
四半期純損失()		78.42	

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

【第2四半期連結会計期間】

		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)
収益：			
委託・投信募集手数料		84,886	
投資銀行業務手数料		10,026	
アセットマネジメント業務手数料		42,411	
トレーディング損益		21,015	
プライベート・エクイティ投資関連損益		23,167	
金融収益		126,993	
投資持分証券関連損益		9,804	
その他		1,068	
収益合計		257,732	100.0
金融費用		129,667	50.3
収益合計(金融費用控除後)		128,065	49.7
金融費用以外の費用：			
人件費		80,098	
支払手数料		20,343	
情報・通信関連費用		34,632	
不動産関係費		17,180	
事業促進費用		7,919	
その他		37,234	
金融費用以外の費用計		197,406	76.6
税引前四半期純損失()		69,341	26.9
法人所得税等	9	3,531	1.4
四半期純損失()		72,872	28.3

		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(円)	
普通株式1株当たり：	7		
基本-			
四半期純損失()		38.18	
希薄化後-			
四半期純損失()		38.23	

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(3) 【四半期連結資本勘定変動表】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
資本金	
期首残高	182,800
四半期末残高	182,800
資本剰余金	
期首残高	177,227
自己株式売却損益	1,922
新株予約権の付与および行使	3,264
四半期末残高	182,413
利益剰余金	
期首残高	1,779,783
四半期純損失()	149,464
現金配当金 ^(*)	32,447
財務会計基準審議会基準書第157号初年度適用調整額	10,383
財務会計基準審議会基準書第159号初年度適用調整額	5,258
四半期末残高	1,613,513
累積的その他の包括損益	
為替換算調整額	
期首残高	28,416
四半期純変動額	19,880
四半期末残高	48,296
確定給付年金制度	
期首残高	42,695
年金債務調整額	496
四半期末残高	42,199
四半期末残高	90,495
自己株式	
期首残高	80,575
取得	67
売却	24
従業員に対する発行株式	2,593
その他の増減(純額)	69
四半期末残高	78,094
資本合計	1,810,137

(*) 1株当たり配当金 当第2四半期連結累計期間 17円00銭
当第2四半期連結会計期間 8円50銭

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(4) 【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
四半期純損失()	149,464
その他の包括損益：	
為替換算調整額(税引後)	19,880
確定給付年金制度：	
年金債務調整額	807
繰延税額	311
計	496
その他の包括損益合計	19,384
包括損失()	168,848

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

【第2四半期連結会計期間】

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
四半期純損失()	72,872
その他の包括損益：	
為替換算調整額(税引後)	50,157
確定給付年金制度：	
年金債務調整額	1,032
繰延税額	384
計	648
その他の包括損益合計	49,509
包括損失()	122,381

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

(5) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：	
四半期純損失()	149,464
四半期純損失の営業活動に 使用された現金(純額)への調整	
減価償却費および償却費	34,262
投資持分証券関連損益	8,840
繰延税額	40,659
営業活動にかかる資産 および負債の増減：	
定期預金	169,143
取引所預託金および その他の顧客分別金	27,762
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資	1,060,091
トレーディング負債	390,532
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)	322,371
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)	1,757,726
その他の担保付借入	146,888
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	1,651,732
支払債務	234,818
未払法人所得税(純額)	25,380
その他(純額)	119,284
営業活動に使用された現金(純額)	403,286

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：	
建物、土地、器具備品および設備の購入	31,713
建物、土地、器具備品および設備の売却	39
投資持分証券の購入	2,786
投資持分証券の売却	1,304
銀行貸付金の減少(純額)	4,881
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)	31,132
その他投資およびその他資産の減少 (純額)	220
投資活動に使用された現金(純額)	59,187
財務活動によるキャッシュ・フロー：	
長期借入の増加	1,159,063
長期借入の減少	630,982
短期借入の減少(純額)	189,687
受入銀行預金の増加(純額)	73,963
自己株式の売却に伴う収入	47
自己株式の取得に伴う支払	67
配当金の支払	32,451
財務活動から得た現金(純額)	379,886
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額	6,276
現金および現金同等物の減少額	76,311
現金および現金同等物の期首残高	507,236
現金および現金同等物の四半期末残高	430,925

	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
区分	金額(百万円)
補足開示：	
期中の現金支出額 -	
利息の支払額	290,814
法人所得税等支払額(純額)	61,898

関連する四半期連結財務諸表注記をご参照ください。

〔四半期連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20 - F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第93条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。なお、当第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日～平成20年9月30日)および当第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日～平成20年9月30日)において当社が採用している米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。なお、金額的に重要性のある項目については、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に、議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」(平成15年12月改訂)(以下「注釈書第46号改訂」)に従い、連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、主に、議決権所有割合および議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により、連結の範囲が決定されます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、7,629百万円(損失：当第2四半期連結累計期間)および8,302百万円(損失：当第2四半期連結会計期間)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は四半期連結損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方ののれんは、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、貸方ののれんについても、20年以内の一定期間において均等償却されます。日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、1,093百万円(損失：当第2四半期連結累計期間)および1,528百万円(利益：当第2四半期連結会計期間)であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、公正価値の変動額は、損益もしくはその他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、公正価値の変動額は、純資産の部に計上されます。

・金融資産および金融負債の公正価値

米国会計原則では、通常は公正価値で測定されない一定の資産と負債を公正価値で測定する選択権(公正価値オプション)が容認されております。公正価値オプションが選択された場合、該当商品の公正価値の変動は、期間損益として認識されます。日本会計原則では、このような公正価値オプションは容認されておられません。日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、15,274百万円(利益：当第2四半期連結累計期間)、10,175百万円(利益：当第2四半期連結会計期間)であります。なお、当社の四半期連結財務諸表上公正価値により計上されている市場価格のない株式については、日本会計原則では、減損処理の場合を除き、取得原価で計上され、日本会計原則に基づいた場合の税引前四半期純損失と比較した影響額は、21,944百万円(利益：当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間)であります。

・特定の契約に関連した相殺処理

米国会計原則では、マスターネットティング契約に基づき資産と負債が純額処理されたデリバティブ商品については、関連する現金担保の請求権または返還義務も併せて相殺することとなっております。日本会計原則においては、このような相殺処理は容認されておられません。

・少数株主持分

日本会計原則では少数株主持分は純資産の部の中に含まれます。一方、米国会計原則では資本の部に計上することは認められておらず、当社は負債に区分し、当該金額を注記で開示しております。なお、米国会計原則は、少数株主持分の開示を改訂することを決定しております。詳細については、四半期連結財務諸表注記2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表をご参照ください。

2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表：

会計方針の変更

公正価値測定

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号「公正価値測定」（以下「基準書第157号」）を公表しました。基準書第157号は、公正価値の定義および公正価値測定のフレームワークを確立するとともに、公正価値測定による開示範囲の拡張を規定した基準書であります。基準書第157号は、公正価値を、測定日に市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義しております。また、基準書第157号は、

- ・ 価格モデルなどの特定の評価技法に内在するリスクを考慮した公正価値測定を要求し、
- ・ 資産と負債の公正価値測定について価格の透明性に基づく三段階のレベルを設定し、
- ・ 緊急問題専門委員会発行番号02-3号「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」（以下「EITF02-3」）における、評価を裏付ける観察可能な数値が無いデリバティブ取引については当初の利益を繰り延べることを要求した指針を無効にし、
- ・ 活発な市場で取引されている金融商品の公正価値からブロックディスカウントの考慮を排除し、
- ・ 負債を公正価値で評価する際に、自社の格付を考慮することを要求しております。

平成20年2月、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号の解釈書2「財務会計基準書第157号の発効日」（以下「基準書第157号の解釈書2」）を公表しました。同解釈書は、毎期経常的に（少なくとも年次で）公正価値で認識されまたは財務諸表に計上されるものを除く全ての非金融資産と非金融負債に対し、基準書第157号の適用を平成20年11月16日以降開始する事業年度および当該事業年度に含まれる四半期へ延期するものであります。

基準書第157号のうち上記以外の部分は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度から発効しました。当社においては基準書第157号の解釈書2に従い、平成20年4月1日より金融資産および金融負債に対してのみ同基準書が適用され、経常的に公正価値で計上されていない非金融資産および非金融負債に対しては、基準書第157号の規定が適用されておりません。この様な非金融資産および非金融負債には以下のものが含まれます。

- ・ 企業結合で取得し、経常的に公正価値で測定されていない非金融資産および非金融負債
- ・ のれんその他の無形資産
- ・ 長期性の非金融資産

基準書第157号は、EITF02-3の無効化による影響、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）に基づく当初利益の繰延処理の無効化による影響、ブロック・ディスカウントの廃止による影響を除いて将来へ向けて適用されます。これらの三種の過年度の影響額は、期首剰余金の累積的影響調整として計上され、その金額は税引後10,383百万円の増加です。

基準書第157号に基づく各レベルの分類方法は以下のとおりです。

レベル1

測定日において、当社が取引可能な活発な市場における(未調整の)取引価格が個別に存在する場合はレベル1に分類されます。たとえば、東京証券取引所第一部に上場している株式や、日本国債などが該当します。

レベル2

レベル1に属さない直接的に観察可能な市場における個別商品の取引価格、または観察可能な市場価格から間接的に導出される価格がある場合は、レベル2に分類されます。個別商品が特定の期間(償還期限または契約期間など)を持つ場合には、その期間の全てにわたって観察可能な市場価格が存在することが必要です。観察可能な数値を用いる評価方法が適用される商品には、短期変動金利と固定金利を交換する金利スワップなどがあります。

レベル3

市場で観察可能でない数値を用いて評価する場合はレベル3に分類されます。市場で観察可能でない数値は、利用可能な全ての情報から他の市場参加者が通常考慮すると推定される仮定(リスクに関する仮定も含む)を用いて会社独自に推定しております。こうした市場で観察可能でない数値が評価額に与える影響が僅少でない場合はレベル3に分類されます。こうした仮定には、たとえば市場で観測可能な年限の数値から長期の為替ボラティリティのように市場で観測不能な年限の数値を推定する方法や、個別のローンの評価に使用される信用プレミアムを推定する方法などが含まれております。

市場が活発でない金融資産の公正価値

平成20年10月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号の解釈書3「市場が活発でない金融資産の公正価値の決定(以下「基準書第157号の解釈書3」)を公表しました。基準書第157号の解釈書3は、活発でない市場における基準書第157号の適用を明確化し、市場が活発でない状況にある金融資産の公正価値を決定する際の重要な考慮事項を記載した例示を提供しております。

基準書第157号の解釈書3は、発行と同時に有効となり、財務諸表が公表されていない期間にも適用となります。基準書第157号の解釈書3の適用は、第2四半期の連結財務諸表に対して重大な影響を及ぼしませんでした。

金融資産および金融負債のための公正価値オプション

平成19年2月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第159号「財務会計基準書第115号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」(以下「基準書第159号」)を公表しました。基準書第159号は、特定の選択日において、企業が、通常、公正価値で測定していない適格の資産と負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に、企業が、特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における当該項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。基準書第159号は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品に対する会計上の取り扱いを変更させる事象が生じた時に、商品ごとに選択することを容認しております。また、基準書第159号は、類似の資産負債において異なった測定方法を選択した企業間の比較を可能とするための開示方法も規定しております。

企業は、適用日に存在する適格の資産および負債に対し公正価値オプションを選択した場合、その帳簿価額と公

正価値との差額を利益剰余金の累積的影響調整として報告することになります。

当社は、平成20年4月1日に基準書第159号を適用しました。適用による影響額は、期首剰余金の累積的影響調整として計上され、税引後5,258百万円の増加です。なお、当該金額は主に長期借入に含まれる担保付金融取引に伴う負債に対する適用によるものです。

当社が公正価値オプションを適用している金融資産と金融負債は、以下のとおりであります。

- ・公正価値ベースでリスク管理をしている貸付金と受取債権。当社は、貸付金または受取債権のリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減するため、公正価値オプションを選択しております。
- ・公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた投資で、値上がり益や配当収入を得る目的で保有され、出口戦略を有する投資。当社は、適切にこれらの投資の目的を連結財務諸表に反映させるために公正価値オプションを選択しております。
- ・財務会計基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」（以下「基準書第140号」）の規定上、譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債。当該取引に伴う金融資産については、継続的に経済的なエクスポージャーを有していないものの、連結貸借対照表に公正価値で計上され、公正価値の変動は期間損益として認識されます。当社は、この損益の変動を軽減することを目的に、当該負債に公正価値オプションを選択しております。
- ・適用日以後に発行された全ての仕組債。当社は、仕組債およびリスク軽減目的で取引しているデリバティブの価格変動によって生じる損益の変動を軽減することを目的とし、仕組債に対して一律的に公正価値オプションを選択しております。また連結変動持分事業体が発行した社債に対しても同様の目的により、公正価値オプションを選択しております。

公正価値オプションを選択した金融商品から生じる利息および配当金は、その商品の特性に応じて、時価の変動損益の一部となる場合はトレーディング損益に、その他の場合は金融収益・費用に計上されます。

特定の契約に関連した純額処理

平成19年4月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準審議会注釈書第39号の解釈書1「財務会計基準審議会注釈書第39号の修正」（以下「注釈書第39号の解釈書1」）を発行しました。注釈書第39号の解釈書1は、マスターネットティング契約の当事者である企業は、現金担保の請求権または返還義務を、財務会計基準審議会注釈書第39号「特定の契約に関連した純額処理」（以下「注釈書第39号」）によって同じマスターネットティング契約において相殺されたデリバティブ商品の公正価値の金額と相殺できるかについて説明しております。

当社は、平成20年4月1日に注釈書第39号の解釈書1を適用しました。平成20年9月30日現在、デリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、453十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、341十億円であります。なお、注釈書第39号の解釈書1は、平成20年3月31日現在の財務諸表に対して遡及適用され、同日現在のデリバティブ負債に対する支払現金担保の相殺額は、684十億円であり、デリバティブ資産に対する受取現金担保の相殺額は、378十億円であります。

新しい会計基準の公表

企業結合会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第141号改訂「企業結合」（以下「基準書第141号改訂」）を公表しました。基準書第141号改訂は、企業結合に該当する取引と事象の定義を拡大し、取得資産と偶発負債を含む負債の全てを取得日に決定された公正価値で計上し、その後の変動をのれんではなく収益に反映させること、リストラクチャリング費用の認識時点を変更すること、取得費用を発生時に費用化することを要求するものであります。

基準書第141号改訂は、取得日が平成20年12月15日以降に開始する事業年度となる企業結合より、将来に向けて適用されます。早期適用と遡及適用は容認されておらず、当社は基準書第141号改訂を平成21年4月1日以降の取得日の企業結合から適用する予定であります。当社は、現在、基準書第141号改訂が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

非支配持分の会計

平成19年12月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第160号「連結財務諸表の非支配持分」（以下「基準書第160号」）を公表しました。基準書第160号は、連結子会社の少数株主持分を、非支配持分と再定義し、非支配持分を負債や中間項目ではなく資本の構成要素としております。基準書第160号において、支配の変化は公正価値で測定され、資本と非支配持分間の取引における会計上の指針を提供しております。

基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する事業年度および当該事業年度の四半期から適用されます。早期適用は容認されておらず、当社は、基準書第160号を平成21年4月1日より適用する予定であります。同基準書は、原則として初度適用した事業年度の開始時点から将来に向けて適用されますが、例外として表示および開示要請は全ての表示期間にわたり遡及適用されます。当社は、現在、基準書第160号が連結財務諸表へ与える影響を評価中であります。

デリバティブおよびヘッジに関する開示の拡張

平成20年3月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第161号「デリバティブ商品とヘッジ活動に関する開示」（以下「基準書第161号」）を公表しました。基準書第161号は、財務会計基準書第133号「デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する会計処理」（以下「基準書第133号」）および関連規定の定量的および定性的開示要請を拡張および変更し、次の項目の理解を促進するものであります。

- ・ デリバティブ商品を用いる理由と方法
- ・ 基準書第133号と関連規定におけるデリバティブ商品と関連してヘッジされる商品の計上方法
- ・ 財政状態および経営成績ならびにキャッシュ・フローに対し、デリバティブ商品が与える影響

基準書第161号は、平成20年11月16日以降に開始する事業年度および四半期から適用され、早期適用も認められております。基準書第161号は、開示に関する規定であるため、デリバティブ商品と関連するヘッジ項目の会計処理には影響を及ぼしません。基準書第161号の適用は、当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測して

おります。

会計原則の階層

平成20年5月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第162号「一般に公正妥当と認められた会計原則の階層」（以下「基準書第162号」）を公表しました。同基準書は、米国の会計原則に整合し、一貫した基本構造、階層、会計規則の選択を規定しております。

基準書第162号は、公開企業会計監視委員会のAUセクション411「一般に公正妥当と認められた会計原則に整合した公正な表現の意味」に対する修正が米国SECによって承認された日から60日後に適用となります。当社は、現在、基準書第162号が連結財務諸表へ与える影響を評価中ではありますが、重要な影響を及ぼすことはないと予測しております。

クレジット・デリバティブに関する開示

平成20年9月、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第133号の解釈書1および財務会計基準審議会注釈書第45号の解釈書4「クレジット・デリバティブと特定の保証に関する開示：財務会計基準書第133号と財務会計基準審議会注釈書第45号の修正および財務会計基準書第161号の適用日の明確化」（以下「基準書第133号の解釈書1および注釈書第45号の解釈書4」）を公表しました。基準書第133号の解釈書1および注釈書第45号の解釈書4は、財務諸表の利用者が企業の財政状態・経営成績・キャッシュフローに与える潜在的な影響の評価を容易にするため、クレジットデリバティブの売手がクレジット・デリバティブとクレジット・デリバティブが組み込まれた複合商品の情報を開示することを要求しております。

基準書第133号の解釈書1および注釈書第45号の解釈書4は、平成20年11月16日以降に終了する事業年度もしくは四半期から適用されます。同解釈書は、開示に関する規定であり、クレジット・デリバティブの会計処理には影響を及ぼさないため、同解釈書の適用が当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはないと予測しております。

3 金融商品の公正価値：

当社の持つ金融資産および負債は、多くの場合、常に公正価値で計上されます。毎期経常的に公正価値評価される金融資産は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、貸付金および受取債権、ならびにその他の資産に計上され、毎期経常的に公正価値評価される金融負債は、トレーディング負債、短期借入、ならびに長期借入に計上されます。

全ての公正価値は、基準書第157号の規定に従い、測定日において市場参加者の間で行われる通常の取引において、金融資産の譲渡の対価として得られると想定される金額または金融負債を移転するのに必要と想定される金額と定義され、当社が各金融資産または金融負債を取引する場合主に利用すると想定される市場（当該主要市場がないときは最も有利な市場）における取引を想定しております。

基準書第157号の規定により、公正価値で測定された全ての金融商品はその測定に使用された基礎データの透明度によって3段階のレベルに分類されます（各レベルの定義の詳細については四半期連結財務諸表注記2 会計方針の変更および新しい会計基準の公表を参照ください）。次の表は、毎期経常的に公正価値評価される金融資産負債の平成20年9月末時点でのレベル別の金額を示しています。各金融商品は、公正価値算定にあたり重要な指標のうち最も低いレベルによって分類されます。デリバティブの公正価値がレベル1の指標、レベル2の指標ならびにレベル3の指標を使用して算定されている場合は、レベル3の指標に重要性がある場合にはレベル3に分類されます。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)				当第2四半期 連結会計期間 期末残高
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	取引相手毎 および 現金担保との 相殺 (1)	
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資					
エクイティ (含むプライベート・エクイティ) (2)	1,039	652	786		2,477
負債証券および貸付金	4,834	1,889	794		7,517
受益証券等	43	45	19		107
デリバティブ取引	33	7,293	941	7,362	905
貸付金および受取債権(3)		32	8		40
その他の資産(4)	302	76	60		438
合計	6,251	9,987	2,608	7,362	11,484
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	809	106	0		915
負債証券	3,101	125			3,226
受益証券等	1	0			1
デリバティブ取引	37	7,257	804	7,474	624
短期借入(5)		18	19		37
長期借入(5)(6)(7)	18	614	139		493
合計	3,966	8,120	684	7,474	5,296

- (1) 注釈書第39号に適合するデリバティブ資産および負債の取引相手毎の相殺額および注釈書第39号の解釈書1に適合するデリバティブ取引純額に対する現金担保の相殺額であります。
- (2) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していたプライベート・エクイティに対する投資を含んでおります。
- (3) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権を含んでおります。
- (4) 基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資を含んでおります。
- (5) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債を含んでおります。
- (6) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおり、当該負債について基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択しております。
- (7) 基準書第133号のもとで区分処理されている仕組債の組込デリバティブ部分を含んでいるため、当社にとって評価益が評価損を上回る場合は当該部分が長期借入から控除されております。

以下の表は、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間のレベル3の金融資産負債の損益と推移を示しております。レベル3の金融資産負債には、市場で観測困難な指標が公正価値算定に重要な影響を与えるデリバティブ、仕組債、貸付金、非上場株式が含まれます。レベル3の金融資産負債は多くの場合、レベル1または2の金融商品によってリスクヘッジされており、以下の表の損益はこうしたヘッジ資産負債の損益を含んでいません。また、レベル3の金融資産負債の公正価値は、市場で観測困難な指標と観測可能な指標を両方使用して算定されます。したがって、以下の表は観測困難な指標の変動による損益と観測可能な指標の変動による損益の両方が反映されております。

(単位：十億円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)								
実現および未実現損益合計								
当第2 四半期 連結累計 期間 期首残高	トレー ディング 損益	投資持分 証券関連 損益等	プライ ベート・エ クイティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)、 および現 金の授受 (1)	レベル3 への/から の移動(2)	当第2 四半期 連結累計 期間 期末残高
資産：								
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資								
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	802	39	14	0	53	39	2	786
負債証券および貸付金	783	46		2	44	53	2	794
受益証券等	21	0			0	3	1	19
デリバティブ取引(純額)	121	18			18	22	56	137
貸付金および受取債権	4	0			0	5	1	8
その他の資産	59	0	3	0	3	2	0	60
合計	1,790	103	3	2	112	70	56	1,804
負債：								
トレーディング負債								
エクイティ	1	0			0	1	0	0
短期借入	15	0			0	19	15	19
長期借入	59	54			54	37	63	139
合計	43	54			54	55	78	120

(単位：十億円)

当第2四半期連結会計期間
(自平成20年7月1日
至平成20年9月30日)

実現および未実現損益合計

	当第2 四半期 連結会計 期間 期首残高	トレー ディ ング 損益	投資持分 証券関連 損益等	プライ ベ ート・エ クイ ティ 投資関連 損益	金融収益/ 金融費用	実現 および 未実現 損益 合計	購入(発 行)/売却 (償還)お よび現金 の授受(1)	レベル3 への/から の移動(2)	当第2 四半期 連結会計 期間 期末残高
資産:									
トレーディング資産およびプ ライベート・エクイティ投資 エクイティ(含むプライベート ・エクイティ)	882	42		23	0	19	65	12	786
負債証券および貸付金	845	33			1	32	93	74	794
受益証券等	19	0				0	0		19
デリバティブ取引(純額)	33	52				52	38	14	137
貸付金および受取債権	15	0				0	1	6	8
その他の資産	63	0	3	0	0	3	6		60
合計	1,857	23	3	23	1	4	127	70	1,804
負債:									
トレーディング負債 エクイティ	0	0				0	0	0	0
短期借入	2	0				0	17	0	19
長期借入	2	163				163	69	43	139
合計	0	163				163	86	43	120

(1) 外国為替の変動による損益を含みます。

(2) 「レベル3への / からの移動」は、金融商品がレベル3から他のレベルに移動した各四半期および他のレベルからレベル3に移動した各四半期の期首現在の公正価値で記載されております。

以下の表は当社がレベル別の金額のうちレベル3として分類し、平成20年9月30日現在で保有している金融商品に関連する当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の未実現損益であります。

(単位：十億円)

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				
	トレーディング損益	投資持分証券 関連損益等	プライベート・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 投資					
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	6		17	0	11
負債証券および貸付金	26			1	27
受益証券等	0				0
デリバティブ取引(純額)	2				2
貸付金および受取債権	0				0
その他の資産		3			3
合計	22	3	17	1	37
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
短期借入	1				1
長期借入	51				51
合計	52				52

(単位：十億円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)				
	トレーディング損益	投資持分証券 関連損益等	プライベート・エクイ ティ投資関 連損益	金融収益/ 金融費用	未実現損益 合計
資産：					
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ 投資					
エクイティ(含むプライベート・エクイティ)	44		23		21
負債証券および貸付金	27			0	27
受益証券等	0				0
デリバティブ取引(純額)	88				88
貸付金および受取債権	1				1
その他の資産		3	0		3
合計	18	3	23	0	44
負債：					
トレーディング負債					
エクイティ	0				0
短期借入	1				1
長期借入	171				171
合計	172				172

以下の表は、平成20年9月30日現在で、基準書第155号および第159号のもとで公正価値オプションを使って公正価値で測定されているものの公正価値変動による損益を表示しております。

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	トレーディング損益
資産:	
貸付金および受取債権	1
プライベート・エクイティ投資	
その他の資産	
関連会社に対する投資および貸付金(1)	0
合計	1
負債:	
短期借入(2)	4
長期借入(2)(3)	114
合計	118

	(単位：十億円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
	トレーディング損益
資産:	
貸付金および受取債権	0
プライベート・エクイティ投資	
その他の資産	
関連会社に対する投資および貸付金(1)	0
合計	0
負債:	
短期借入(2)	3
長期借入(2)(3)	91
合計	94

- (1) 公正価値オプションを選択していなければ持分法を適用していた関連会社に対する投資であります。
- (2) 基準書第155号または基準書第159号のもとで公正価値オプションを選択した仕組債等を含んでおります。
- (3) 基準書第140号の規定上譲渡に該当しない担保付金融取引に伴う負債を含んでおります。

当社の出資比率が45.5%である株式会社足利ホールディングスへの投資に対して公正価値オプションを適用し、プライベート・エクイティ投資に含めております。

当社は公正価値オプションを適用した金融負債に対する自社クレジットの変化による影響額を、観察可能な自社クレジットスプレッドの変動を反映したレートで将来キャッシュフローを割り引くことにより計算しております。

公正価値オプションを適用した金融負債に関して、自社クレジットの変化に起因する当第2四半期連結累計期間の損益は19十億円の収益、当第2四半期連結会計期間の損益は11十億円の収益となりました。また、公正価値オプションを適用した金融資産の商品固有の信用リスクに関しては、重要な影響はございませんでした。

平成20年9月30日現在、公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して、未回収元本総額（契約上金額が確定しているものに限る）とその時価総額との間に金額的に重要な差異はありません。また、公正価値オプションを選択した短期および長期借入に関して未償還元本総額（契約上金額が確定しているものに限る）とその時価総額との間に金額的に重要な差異はありません。公正価値オプションを選択した貸付金および受取債権に関して90日以上延滞もしくは未収利息の計上を休止したものはございません。

4 変動持分事業体：

当社は通常の証券化およびエクイティデリバティブ業務の中で、変動持分事業体に対して金融資産の譲渡、変動持分事業体が発行したリパッケージ金融商品の引受、売出、販売を行っております。当社はマーケット・メーカー業務、投資業務および組成業務に関連し、変動持分事業体にかかる変動持分の保有、購入、販売を行っております。平成20年9月30日現在、当社は第一受益者として、事業会社の発行する転換社債型新株予約権付社債やモーゲージおよびモーゲージ担保証券をリパッケージした仕組債を投資家に販売するために組成された変動持分事業体などを連結しております。当社はまた投資基準に沿って管理されている投資ファンドを、当社が第一受益者となる場合は連結しております。

下記の表は、変動持分事業体の債務の担保となっている四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡求権を、一切有しておりません。

	(単位：十億円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
変動持分事業体の債務の担保となっている 四半期連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産		
トレーディング資産	237	240
建物、土地、器具備品および設備	50	47
その他	1	3
合計	288	290

当社が第一受益者ではない場合でも、変動持分事業体に対し、重要な変動持分を保持することがあります。そのような事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、エクイティ持分、主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対するエクイティ持分、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関する保証および残余受益権、また事業会社の取得に関わる変動持分事業体への貸付や投資が含まれます。

下記の表は、当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および最大損失額を表しております。なお、最大損失額は、不利な環境変化から実際に発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位：十億円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
変動持分事業体の総資産	458	457
最大損失額	261	261

平成19年6月、米国公認会計士協会は、意見書07-1号「投資会社の監査と会計指針の適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理（以下「意見書07-1号」）」を発行しました。意見書07-1号は、平成19年12月15日以降に開始する事業年度から適用されることとなっておりますが、

その後米国財務会計基準審議会は、当該基準の適用日の無期限延期を決定しています。ただし、早期適用を選択した場合には、意見書07-1号にかかる解釈書1「米国公認会計士協会意見書07-1号の発効日」により、継続して意見書07-1号を適用することが認められています。

当社は、平成19年12月14日に意見書07-1号を早期適用することを決定し、野村プリンシパル・ファイナンス株式会社およびテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ等の事業体を投資会社に指定しております。注釈書第46号改訂にかかる解釈書7「注釈書第46号改訂の投資会社への適用」は、意見書07-1号の要求を充たす投資会社については、注釈書第46号改訂の適用範囲から除外することとしております。

5 企業結合:

決算日後に生じた事象

当社は、平成20年9月の基本合意に基づき、平成20年10月にリーマン・ブラザーズ(以下「リーマン」)の日本、オーストラリアを含むアジア・パシフィック地域部門の雇用等、ならびに、欧州および中東地域における株式部門および投資銀行部門の雇用等を承継しました。

リーマンは、投資銀行業務の分野で強固なビジネス基盤を持ち、M&A、取引執行サービス、さらに、デリバティブ、電子取引、プライム・ブローカレッジ等の業務を展開してきました。当社は、これらの承継および後述の買収によって、リーマンの顧客基盤を融合し、ホールセール・ビジネスの強化を推進しております。なお、トレーディング等に関連する資産と負債は承継の対象外としております。

さらに同年10月、当社は、リーマンのインドにおけるIT等のサービス関連会社Lehman Brothers Services India Private Ltd.、Lehman Brothers Financial Services (India) Private Ltd.、Lehman Brothers Structured Finance Services Private Ltd.の3社を買収しました。3社は、IT関連、決済業務等の各種オペレーション、会計関連業務、リスク・マネジメント等、投資銀行が必要とする様々な機能を、リーマンのアジア・パシフィック地域部門および欧州地域部門を含めグローバルに提供してきました。今後、3社は、当社のグローバル・ビジネスのサポートも行っていくこととなります。

これら一連の承継および買収のうち、財務会計基準書第141号「企業結合」(以下「基準書141号」)が適用される部分については、平成21年3月期の第3四半期より当社の連結財務諸表において企業結合として認識されます。基準書141号においては、取得原価の取得した資産と引き受けた負債への配分は、承継および買収の完了日から1年以内に終了することとなっております。

6 その他の資産-その他およびその他の負債：

四半期連結貸借対照表上のその他の資産-その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
その他の資産 - その他:		
受入担保有価証券	155,078	242,601
のれんおよびその他の無形資産	104,564	103,022
繰延税金資産	305,505	273,041
営業目的以外の投資持分証券	7,515	20,198
その他	141,018	170,047
合 計	713,680	808,909
その他の負債:		
受入担保有価証券返還義務	155,078	242,601
未払法人所得税	21,240	35,669
その他の未払費用および引当金	264,681	279,169
少数株主持分	12,848	12,978
その他	39,950	65,767
合 計	493,797	636,184

7 1 株当たり四半期純損失：

基本および希薄化後の1株当たり四半期純損失の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
基本 -	
普通株式に帰属する四半期純損失 ()	149,464
加重平均株式数	1,908,311,939
普通株式1株当たり四半期純損失 ()	78.32
希薄化後 -	
普通株式に帰属する四半期純損失 ()	149,466
加重平均株式数	1,905,908,919
普通株式1株当たり四半期純損失 ()	78.42
基本 -	
	(単位：百万円) (1株当たり情報 単位：円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
基本 -	
普通株式に帰属する四半期純損失 ()	72,872
加重平均株式数	1,908,688,016
普通株式1株当たり四半期純損失 ()	38.18
希薄化後 -	
普通株式に帰属する四半期純損失 ()	72,874
加重平均株式数	1,906,073,409
普通株式1株当たり四半期純損失 ()	38.23

四半期純損失に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じます。

当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の希薄化後1株当たり四半期純損失の計算に用いられる加重平均株式数は、新株予約権を発行する株式報酬制度により潜在株式数が減少したため、1株当たり四半期純損失を増加させております。

当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間における18,403,800株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり四半期純損失の計算から除いております。

8 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
勤務費用	4,973
利息費用	2,563
年金資産の期待収益	1,841
年金数理上の損失の償却	1,430
過去勤務債務の償却	42
期間退職・年金費用(純額)	7,167

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
勤務費用	2,466
利息費用	1,282
年金資産の期待収益	921
年金数理上の損失の償却	715
過去勤務債務の償却	21
期間退職・年金費用(純額)	3,563

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間に計上しております。

9 法人所得税等：

主に海外の子会社で発生した損失にかかる評価性引当金が増加したことなどにより、当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間の法人所得税等の負担税率は、法定実効税率41%に対して、それぞれ2.7%および5.1%となりました。

10 コミットメント、偶発事象および債務保証：

コミットメント

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれておりません。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
貸出コミットメント	105,957	181,341
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	52,184	124,154

平成20年9月30日現在の上記コミットメントを満期年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)				
	契約総額	満期年限			
		1年以内	1～3年	3～5年	5年超
貸出コミットメント	105,957	63,372	22,562	15,305	4,718
パートナーシップ等へ投資するコミットメント	52,184	4,113	14,904	13,094	20,073

オペレーティング・リース

次の表は、平成20年9月30日現在および平成20年3月31日現在において、残存契約期間が1年超の解約不能オペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
最低支払リース料合計	56,827	57,884
転貸収入	19,361	19,789
最低支払リース料純額	37,466	38,095

平成20年9月30日現在の上記最低支払リース料合計を支払年限別に集計いたしますと、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)						
	合計	支払年限					
		1年以内	1～2年	2～3年	3～4年	4～5年	5年超
最低支払リース料	56,827	12,159	10,010	8,805	7,334	5,629	12,890

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟に関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営者は、その解決により、当社の連結財務諸表に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

債務保証

財務会計基準審議会注釈書第45号「第三者の債務に対する間接保証を含む債務保証に関連する債務保証者の会計処理および必要開示項目」（以下「注釈書第45号」）は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、通常の業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当すると考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を四半期連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

注釈書第45号の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額	帳簿価額	潜在的な 最大支払額 または契約額
デリバティブ取引	3,609,297	73,641,599	3,325,218	70,659,948
スタンバイ信用状および その他の債務保証(1)	499	3,795	756	6,438

(1) スタンバイ信用状およびその他の債務保証に関連して保有される担保は、平成20年9月30日現在および平成20年3月31日現在において該当がありません。

平成20年9月30日現在の注釈書第45号の債務保証の定義に該当すると考えられる当社のデリバティブ取引およびその他の債務保証にかかる満期年限別の情報は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	潜在的な最大支払額または契約額					
	帳簿価額	計	満期年限			
			1年以内	1～3年	3～5年	5年超
デリバティブ取引	3,609,297	73,641,599	8,835,724	16,390,204	28,489,295	19,926,376
スタンバイ信用状および その他の債務保証	499	3,795	1,884	1,904	1	6

11 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の5つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では税引前四半期純損失に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されております。なお、当第2四半期の開示方法と整合させるために、過去に遡り報告数値の組替えを行っております。

(単位：百万円)

	国内営業部門	グローバル・マーケット部門	グローバル・インベストメント・バンキング部門	グローバル・マーチャント・バンキング部門	アセット・マネジメント部門	その他 (消去分を含む)	計
当第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)							
金融収益以外の収益	158,034	20,852	33,351	13,447	33,715	45,782	278,287
純金融収益	2,230	16,420	882	3,062	2,108	6,756	7,506
収益合計 (金融費用控除後)	160,264	4,432	34,233	16,509	35,823	52,538	270,781
金融費用以外の費用	138,767	152,739	30,381	8,210	26,876	59,784	416,757
税引前四半期純利益 (損失)	21,497	148,307	3,852	24,719	8,947	7,246	145,976

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	グローバル・ インベストメント・ バンキング部門	グローバル・ マーチャント・ バンキング部門	アセット・ マネジメント 部門	その他 (消去分を 含む)	計
当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)							
金融収益以外の収益	73,527	7,572	5,207	22,757	14,386	15,592	139,041
純金融収益	928	14,110	40	2,257	325	12,400	2,674
収益合計 (金融費用控除後)	74,455	6,538	5,247	20,500	14,711	27,992	136,367
金融費用以外の費用	69,137	80,150	13,970	5,853	13,916	14,380	197,406
税引前四半期純利益 (損失)	5,318	86,688	8,723	14,647	795	13,612	61,039

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前四半期純利益(損失)の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円) 当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	21,194
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,212
関連会社利益の持分額	6,060
本社勘定	7,969
その他	25,319
計	7,246

	(単位：百万円) 当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	20,188
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	1,503
関連会社利益の持分額	3,999
本社勘定	2,349
その他	6,723
計	13,612

次の表は、前掲の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の四半期連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用計ならびに税引前四半期純損失に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
収益合計(金融費用控除後)	270,781
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	7,629
連結収益合計(金融費用控除後)	<u>263,152</u>
金融費用以外の費用計	416,757
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	
連結金融費用以外の費用計	<u>416,757</u>
税引前四半期純損失()	145,976
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	7,629
連結税引前四半期純損失()	<u>153,605</u>

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
収益合計(金融費用控除後)	136,367
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	8,302
連結収益合計(金融費用控除後)	<u>128,065</u>
金融費用以外の費用計	197,406
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	
連結金融費用以外の費用計	<u>197,406</u>
税引前四半期純損失()	61,039
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	8,302
連結税引前四半期純損失()	<u>69,341</u>

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をしております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、税引前四半期純利益(損失)ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。なお、地域別配分方法において、収益合計(金融費用控除後)および長期性資産については外部顧客との取引高を基準とし、税引前四半期純利益(損失)においては、地域間の内部取引を含む取引高を基準としております。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
収益合計(金融費用控除後)：	
米州	16,328
欧州	27,754
アジア・オセアニア	7,647
小計	3,779
日本	266,931
連結	263,152
税引前四半期純利益(損失)：	
米州	65,014
欧州	83,567
アジア・オセアニア	12,483
小計	161,064
日本	7,459
連結	153,605

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)
収益合計(金融費用控除後)：	
米州	9,293
欧州	24,747
アジア・オセアニア	1,047
小計	14,407
日本	142,472
連結	128,065

税引前四半期純利益(損失)：	
米州	20,571
欧州	55,458
アジア・オセアニア	6,407
小計	82,436
日本	13,095
連結	69,341

	(単位：百万円)	
	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
長期性資産：		
米州	101,850	99,993
欧州	49,341	54,424
アジア・オセアニア	9,796	7,454
小計	160,987	161,871
日本	316,716	336,867
連結	477,703	498,738

当第2四半期連結累計期間および当第2四半期連結会計期間において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

2 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、訴訟に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えるものではないと確信しております。

当社は、平成20年10月、リーマン・ブラザーズ（以下「リーマン」）のアジア・パシフィック地域の雇用の大部分ならびに欧州・中東地域の株式・投資銀行部門の大部分および債券部門の一部の雇用を引き継ぎました。また、インドにおけるIT等のサービス関連会社を買収しました。当社は、これらの承継および買収によって、リーマンの顧客基盤を融合し、ホールセール・ビジネスの強化を推進しています。なお、リーマンのトレーディング等に関連する資産と負債は承継の対象外としています。

当社は、上記の承継および買収に伴い、日本において約1,100人、日本を除くアジア・パシフィック地域において約1,500人、欧州・中東地域において約2,650人の雇用を承継し、またインドにおいて従業員数約2,900人のサービス関連会社を買収した結果、合計約8,000人に及ぶ人材の雇用を引き継ぎました。本案件による雇用人員の大幅な増加は、人件費などの費用の増加をもたらすことになるため、当社の経営成績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。今回の承継は、欧州・中東地域においては一定の事業部門を対象として行われたものであり、リーマンの当該地域におけるすべての人材の雇用を対象としているわけではないこと、また承継前のリーマンにおいては当該地域に対し本社経費等相当額の費用が配賦されていたことなどの理由から、承継前と承継後の状況を単純に比較することはできませんが、リーマンの公表済開示資料（注）によれば、平成19年11月末におけるリーマンのインドを含むアジア・パシフィック地域における従業員数は5,102人、同月末に終了した1年間における金融費用以外の費用の合計額は1,831百万米ドル、欧州・中東地域においては、それぞれ6,436人、4,221百万米ドルでした。またこれら一連の承継および買収のうち、財務会計基準書第141号「企業結合」が適用される部分については、当社の連結貸借対照表にのれんが計上され、さらに将来において当該のれんにかかる定期的な減損判定の結果、減損損失が認識される可能性があります。

（注）出典：Factbook 2007および平成19年11月期年次報告書(様式10-K)

当社は、早急にリーマンの事業フランチャイズを融合すべく努力しておりますが、かかる融合に想定以上の時間が必要となる可能性があります。リーマンの人材の受入れと顧客基盤の融合の過程においては、優秀なキーとなる人材の流出の可能性があります。当社がリーマン顧客の引継ぎを円滑に行えない可能性があります。当社が、事業フランチャイズの融合により、ホールセール・ビジネスの強化を十分に達成できない場合には、当社の事業戦略の遂行に悪影響を及ぼし、また当社の評判が悪化する可能性があります。また、事業フランチャイズの融合のために経営資源を割くことによって、当社のビジネス遂行に過大な負荷が掛かり、当社の事業および経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、リーマンとの間のクレジット・デフォルト・スワップ契約によりヘッジを行っておりました当社のアイスランドに関するエクスポージャーにおいて、今般のリーマンの破綻によりリスクが顕在化しております。当社はリーマンの破綻後、代替的な手段によりヘッジ取引を行いました。平成20年10月以降におけるアイスランド

の銀行国有化等の混乱により、平成20年9月末現在で当社が保有するアイスランドに関する425百万米ドルのポジションには大幅な価値の低下が生じており、今後の動向によっては多額の損失を計上する可能性があります。

さらに、当社が55百万株保有しておりますフォートレス・インベストメント・グループLLCのクラスA株式につきましては、平成20年10月以降急激に株価が低落しており、本四半期報告書提出日前日（米国時間）の株価は平成20年9月末日の帳簿価格を73%下回る1株3.20米ドルとなっております。今後の同社の株価動向によっては多額の損失を計上する可能性があります。

平成20年7月29日開催の取締役会において、平成20年6月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり第1四半期配当を行うことを決議いたしました。

第1四半期配当金の総額	16,233百万円
1株当たり第1四半期配当金	8円50銭

平成20年10月28日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり第2四半期配当を行うことを決議いたしました。

第2四半期配当金の総額	16,234百万円
1株当たり第2四半期配当金	8円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	印		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一	郎	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子	印	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定変動表、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記1参照)に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表注記5.に記載されているとおり、平成20年10月、会社は、リーマン・ブラザーズのアジア・パシフィック部門並びに欧州及び中東地域における株式部門及び投資銀行部門の雇用等の承継、インドにおけるIT等のサービス関連会社3社の買収を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【会社名】	野村ホールディングス株式会社
【英訳名】	Nomura Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	執行役社長兼CEO 渡部 賢一
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役兼CFO 仲田 正史
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の執行役社長兼CEOである渡部賢一および執行役兼CFOである仲田正史は、当社の第105期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。